

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第63条第7項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 道路運送の保安基準
審 査 基 準： 審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：申請は、警察署の交通課にしてください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課指導取締係（電話059-222-0110） 警察署交通課
備 考：